

伊丹市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は，重度心身障害者（児）の介護者に，重度心身障害者（児）介護手当（以下「介護手当」という。）を支給することにより，当該介護者又は重度心身障害者（児）の負担を軽減し，もって重度心身障害者（児）の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「重度心身障害者（児）」とは，3歳以上65歳未満において，次の各号に掲げる要件に該当するものをいう。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の所持者であって身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当するもの並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所，知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所に従事する精神科若しくは神経科を主として担当する医師により，最重度知的障害と判定されたものであること。

(1) 身体障害にあつては，居宅で6箇月以上常時臥床の状態にあり，日常生活において常時介護を必要とする状態（別表第1に定める日常生活動作事項5項目の全てがア～ウのいずれか1つに該当する状態にあるもの又はこれと同様の状態（6箇月以上臥床していないが将来に向かって6箇月以上臥床すると判断されるもので日常生活において常時介護を必要とす

る状態にあるものをいう。)にあると認められるものであること。

- (2) 知的障害にあつては、日常生活において常時介護を必要とする状態(別表第1に定める日常生活動作事項5項目の全てがア～ウのいずれか1つに該当する状態又は別表第2に定める日常生活の状況2項目のうちの1項目以上がアに該当する状態をいう。)にあるもの又はこれと同様の状態にあると認められるものであること。

2 介護者 重度心身障害者(児)と同居し、現に主として介護している者(報酬を受けて介護している者を除く。)をいう。

(支給要件)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を備えている重度心身障害者(児)の介護者に介護手当を支給する。

- (1) 重度心身障害者(児)が本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 重度心身障害者(児)が、介護手当の支給申請をしようとする日の属する月の末日から起算して過去1年間(以下「算定期間」という。)において、次に掲げるサービスを利用していないこと。この場合において、障害者が病院又は診療所に入院(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第6条に規定する自立支援給付の対象となる場合を除く。)した期間は、算定期間に算入しないものとする。

ア 障害者総合支援法によるサービス(障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付(自立支援医療費及び補装具費の支給を除く。)の対象となるサービスをいい、そのうち短期入所については算定期間において利用日数が7日を超えるものに限る。以下同じ。)

イ 介護保険法によるサービス(介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号又は第2号に掲げる保険給付の対象となるサービスをいい、そのうち同法第8条第9項

に規定する短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）及び同条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）については，算定期間において利用日数が7日を超えるものに限る。以下同じ。）

- (3) 重度心身障害者（児）並びにその配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻と同様の状態にある者を含む。以下同じ。）及び主たる扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で，主として当該障害者の生計を維持しているものをいう。以下同じ。）が手当の支給対象となる月（受給資格を有するものが手当の支給申請をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の月までの各月をいう。以下「支給対象月」という。）の属する年度（支給対象月が1月から7月までの場合にあっては，前年度）分の所得に対して地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者であること。

（手当の額）

第4条 介護手当の額は，重度心身障害者（児）1人につき，年額100,000円とする。ただし，支給対象月数が12に満たない場合は，支給年額に支給対象月数を乗じ12で除して得た額（1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

（認定申請）

第5条 介護手当の支給を受けようとする者は，重度心身障害者（児）介護手当支給申請書（様式第1号）に当該重度心身障害者（児）並びにその配偶者及び主たる扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）の前年の所得（1月から6月までの間に介護手当を申請した場合は，前々年の所得とする。）について市町村民税が非課税であることを明らかにする証明書を添付して市長に

提出しなければならない。

ただし、市長において市民税賦課資料により調査を行うことを承諾した場合は、証明書の添付を省略することができる。

(受給資格の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、受給資格の可否を決定する。

2 前項の規定により、受給資格の可否を決定したときは、重度心身障害者（児）介護手当受給権決定通知書兼支払通知書（様式第2号）又は重度心身障害者（児）介護手当却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(受給資格の特例)

第7条 前条第1項の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、重度心身障害者（児）が65歳に達した日以後も引き続き介護手当の受給権を有する。

(支給期月)

第8条 介護手当は、当該年分（支給対象月数が12に満たない場合は、当該支給対象月数分）の手当を翌年2月に支払うものとする。ただし、支給すべき事由が消滅した場合は、支払い月でなくとも支給することができる。

(現況届)

第9条 受給権者は、毎年8月に重度心身障害者（児）介護手当現況届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(受給資格の消滅)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を消滅するものとする。

- (1) 重度心身障害者（児）が死亡したとき。
- (2) 重度心身障害者（児）が伊丹市の住民でなくなったとき。
- (3) 重度心身障害者（児）が入所施設に入所したとき。
- (4) 重度心身障害者（児）が障害者総合支援法によるサービス又は介護保険法によるサービスを利用したとき

- (5) 重度心身障害者（児）が病院，診療所又は介護老人保健施設に継続して3箇月を超えて入院又は入所したとき。
- (6) 重度心身障害者（児）が第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (7) 介護者が重度心身障害者（児）を介護しなくなったとき。
- (8) その他市長が適当でないと認めるとき。

（受給権者の届出義務）

第11条 受給権者は，次の各号に該当する場合は，当該各号に掲げる書類により，速やかに市長まで届け出なければならない。

- (1) 受給資格が消滅した場合 重度心身障害者（児）介護手当受給資格喪失届（様式第5号）
- (2) 住所，氏名その他申請した事項に変更があつた場合 重度心身障害者（児）介護手当変更届（様式第6号）

（資格喪失通知）

第12条 市長は，第12条の規定により受給権者の受給資格が消滅したときは，重度心身障害者（児）介護手当資格喪失通知書兼支払通知書（様式第7号）により受給権者に通知するものとする。

（手当の支給停止及び支給停止解除）

第13条 市長は，重度心身障害者（児）又は扶養義務者等の前年の所得が第3条第3号に該当しないときは，受給権者に支給する手当のその年の8月から翌年の7月まで（1月から6月までに申請がなされた場合は前々年の所得とし，その年の2月から7月まで。以下同じ。）の分の介護手当について支給を停止する。

2 前項に該当しない重度心身障害者（児）が，次に掲げる場合に該当するときは，それぞれに定める期間（既に介護手当の支給停止を受けているときは，当該停止を受けている期間を除く。）の分の介護手当について支給を停止する。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する場合 当該利用日数が7日を超えた日の属する月の翌月から1年間
 - ア 算定期間において受けた障害者総合支援法によるサービ

スが短期入所のみであって、当該利用の日数が合わせて7日を超える場合

イ 算定期間において受けた介護保険法によるサービスが短期入所生活介護及び短期入所療養介護のみであって、当該利用の日数が合わせて7日を超える場合

- (2) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護のみの利用であって、当該利用の日数が合わせて7日以内である重度心身障害者（児）が、介護保険法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は同法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費の支給を受けた場合

居宅介護福祉用具購入費又は居宅介護住宅改修費の支給を申請した日の属する月の翌月から1年間

- 3 市長は前2項に規定する介護手当の支給を停止する理由が生じたと認めるときは、重度心身障害者（児）介護手当支給停止通知書（様式第8号）を、支給を停止する理由がなくなつたと認めるときは、重度心身障害者（児）介護手当支給停止解除通知書（様式第9号）を当該受給権者に交付する。

（支給未済の受給権者の特例）

第14条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けべき介護手当で、その支給を受けなかった者があるときは、当該死亡した者に代わって障害者を介護する者に支給することができる。

（受給権の譲渡及び担保の禁止）

第15条 介護手当を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（介護手当の返還）

第16条 市長は、詐欺、その他不正の行為により介護手当を受けた者があるときは、受給権の全部又は一部の決定を取り消し、既に支給した介護手当があるときはその者に対し、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、伊丹市市民福祉金条例の一部を改正する条例(平成13年伊丹市条例第13号。以下「一部改正条例」という。)による改正前の伊丹市市民福祉金条例(昭和58年伊丹市条例第7号。以下「旧条例」という。)の規定により重度心身障害者(児)介護者福祉金の受給権を有していた者で、一部改正条例の施行により受給権を喪失したものは、第7条の受給資格の認定を受けた者とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の伊丹市重度心身障害者(児)介護手当支給要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成16年8月分の介護手当から適用し、同年7月分までの介護手当については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成16年8月分から平成17年8月分までの介護手当の支給については、改正後の要綱第3条の規定中「介護手当の支給申請をしようとする日の属する月の末日から起算して過去1年間」とあるのは「平成16年8月1日から介護手当の支給申請をしようとする日の属する月の末日までの間」と読み替えて適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は，平成20年11月分の介護手当から適用し，同年10月分までの介護手当については，なお従前の例による。

3 平成20年分及び平成21年分（平成21年分の介護手当については9月30日までに申請があったものに限る）の介護手当の支給については，この要綱による改正後の伊丹市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条の規定中「過去1年間（）」とあるのは，「過去1年間（アにあっては，平成20年10月1日から介護手当の支給申請をしようとする日の属する月の末日までの間。」と読み替えて適用する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成23年2月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成28年3月31日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成28年8月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は，平成29年7月18日から施行する。